

プロダクトデータシート

シーカ® ビスコクリート®-2200 FS

二次製品用 高性能減水剤（黒ずみ抑制タイプ）

概要

シーカ® ビスコクリート®-2200 FSは、二次製品コンクリート表面の黒ずみ発生を抑制する目的で開発されたポリカルボン酸系化合物とエステル系化合物を主成分とする二次製品用高性能減水剤（黒ずみ抑制タイプ）です。フライアッシュなどに含まれる未燃カーボンや砕砂中の亜炭の自己凝集を防止し、二次製品コンクリート表面の黒ずみ発生を抑制し表面美観を改善します。

用途

- 普通コンクリートから高流動コンクリート
- 一般強度から高強度コンクリート
- プレストレストコンクリート
- カラーコンクリート

性質 / 特長

- 製品の表面美観効果に優れています。
- 黒ずみの除去費用が低減されます
- 早期強度発現性が高く、製品型枠の回転効率が上がります。
- 一液タイプのため、取扱いが容易です。

製品情報

主成分	ポリカルボン酸系化合物とエステル系化合物
荷姿	タンクローリー、18 kg 缶（缶は受注生産）
保存期間	缶の場合、未開封で直射日光を避け、冷暗所に保管して6カ月
保管状態	▪ 直射日光を避け、冷暗所で密封して凍結しないように保管して下さい。また、開封後はできるだけ早く使い切るようにし、異物が混入しないように注意して下さい。 ▪ 凍結した場合（氷点：-2℃）は自然解凍させた後、よく混合して使用して下さい。
外観 / 色	褐色液体
密度	1.01～1.08 g/cm ³
塩化物イオン（Cl ⁻ ）量	0.00 % 塩化物イオン量および全アルカリ量は分析値例
全アルカリ量	0.4 % 塩化物イオン量および全アルカリ量は分析値例

技術情報

具体的手引き

JIS A 6204 高性能減水剤規格による試験結果
(一般財団法人 日本建築総合試験所における試験結果)

品質項目		規格値	シーカビスコクリート® -2200 FS
減水率 (%)		12 以上	15
凝結時間の差 (min)	始発	+ 90 以下	± 0
	終結	+ 90 以下	± 0
圧縮強度比 (%)	材齢 7 日	115 以上	138
	材齢 28 日	110 以上	131
長さ変化比 (%)		110 以下	91
塩化物イオン (Cl ⁻) 量 (kg/m ³)		0.02 以下	0.00
全アルカリ量 (kg/m ³)		0.30 以下	0.01

使用量はセメント質量に対して 0.9 % 使用

塩化物イオン量および全アルカリ量は、シーカ® ビスコクリート®-2200 FS の分析値より算出

施工情報

推奨使用量

- セメント質量に対して 0.5～3.0 % の範囲で使用して下さい。目標とする単位水量が得られるように、あらかじめ試験練りによって使用量を確認して下さい。
- 練混ぜ水に混合して使用して下さい。

製品データの基礎

このプロダクトデータシートに記載されたすべての技術データは、研究所でのテストを基にしています。実際の測定データは、当社ではコントロールできない環境の相違のために異なる可能性があります。

健康と安全に関する情報

- 長時間皮膚に触れたり、目や口に入らないように注意して下さい。
- 皮膚に付着した場合は水と石鹸で速やかに洗い流して下さい。目に入った場合は、直ちに 15 分以上大量の水で洗い流し、飲込んだ場合は直ちに吐かせて、口腔内を洗い、医師の診断を受けて下さい。
- 詳細は安全データシートを参照して下さい。
- 廃棄する場合は、産業廃棄物処理業者に委託して下さい。

規制

各地域固有の規制の結果、製品のパフォーマンスが国により異なる可能性があることにご注意ください。実際の施工現場に関する情報は、その地域のプロダクトデータシートをご確認ください。

免責事項

シーカ製品の施工および使用に関する推奨その他の情報は、当社の現時点での知識および経験に従ったものであり、通常の条件下で当社の推奨に従い適切に保管・処理・施工されることを前提としております。実際には、材料、接着面、現場の条件がそれぞれ異なるため、ここに記載されている情報、書面による推奨その他のアドバイスは、商品性や特定目的への適合性について保証するものではなく、また法的関係に基づく責任を生じさせるものでもありません。ユーザーは、シーカ製品がユーザーの意図する施工方法および目的に適しているかどうかを、必ず事前に確認してください。当社は、第三者の財産権を尊重し、製品の特性を変更する権利を有します。すべての注文は、当社の最新の販売・納品条件に従って受注します。ユーザーは常に、使用する製品のプロダクトデータシートの最新版をご参照ください。プロダクトデータシートの最新版は、ご請求いただければ当社がご提供いたします。C15 各地域固有の法令及び規制に対しても、上記免責条項が適用されることがあります。上記免責条項を変更するには、いかなる場合でも、スイス・パールにあるシーカ本社法務部による許可が必要となります。